

ミャンマー：倒産実務家の登録費用等及び最低賃金の実質引き上げに関する告示

アジアニュースレター

2024年8月21日号

執筆者:

[湯川 雄介](#)y.yukawa@nishimura.com[中島 朋子](#)to.nakashima@nishimura.com[鈴木 健文](#)ta.suzuki@nishimura.com

※ 本ニュースレターは、2024年8月19日現在の情報に基づいています。

2024年8月9日に、The Supreme Court of the Union（ミャンマーの最高裁判所）から、insolvency practitioner（「倒産実務家」）の登録フォーム及び費用に関する告示（Notification No.998/2024、「本倒産告示」）が公布されました。また、同日、National Committee for Setting Minimum Wage（国家委員会）から、最低賃金の実質的な引き上げに関する告示（Notification No.1/2024、「本賃金告示」）が交付されましたので、その概要をお伝えします。

1. 倒産実務家の登録フォーム及び費用に関する告示

2020年に施行された倒産法上、会社の清算手続は清算人により遂行される必要がありますが、かかる清算人は、倒産法に従って登録され、所定の資格を有する倒産実務家である必要があるとされていましたが、倒産実務家の具体的選任は進んでおりませんでした。

本倒産告示において、倒産実務家の登録申請や資格の更新等の手続に際しては、電子登記システムを通じて所定のフォームを提出することが明らかとなりました（なお、本倒産告示の別表上は、Myanmar Companies Online（MyCO）を通じて提出することとされています）。本倒産告示の別表に示された所定のフォームについては以下のとおりですが、従前から公表されている Form W-01 及び Form W-09 を除き、フォーム自体は本稿執筆時点では MyCO にはアップロードされていません。

Form P-01	Application Form for Insolvency Practitioner Certificate
Form P-02	Notice for Changing Insolvency Practitioner Information
Form P-03	Notice for Cancellation of Insolvency Practitioner Certificate
Form P-04	Application for Annual Renewal of Insolvency Practitioner Certificate
Form P-05	Renewal of Insolvency Practitioner Certificate During Suspended Period
Form P-06	Application for Refilling of Insolvency Practitioner's Name in Register
Form P-07	Notice for Specification of Rules or Restrictions by Council or Regulatory Committee
Form P-08	Notice for Court Order Relating to Insolvency Practitioner
Form P-09	Notice that Council Prohibits the Registrar from Acting on Rules Specified by Council/Regulatory Committee
Form P-10	Notice Relating to Correction of Mistake Submitted by Council or Regulatory Committee
Form W-01	Notice of Appointment of Liquidator
Form W-09	Liquidator's Final Winding-up Account

また、登録申請フォーム等を提出する際の費用も次のとおり明示されました。

フォームの種類	費用 (MMK)
Application Form for Insolvency Practitioner Certificate (Form P-01)	200,000
Notice for Changing Insolvency Practitioner Information (Form P-02)	10,000
Application for Annual Renewal of Insolvency Practitioner Certificate (Form P-04)	50,000
Renewal of Insolvency Practitioner Certificate During Suspended Period (Form P-05)	100,000
Application for Refilling of Insolvency Practitioner's Name in Register (Form P-06)	150,000

なお、上記のとおり清算手続は倒産実務家である清算人により実施される必要があるとされていますが、清算手続自体は MyCO において既に登記申請が受け付けられており¹、清算にかかる登記を行っている実例が日系企業も含めて見受けられます。

2. 最低賃金の実質的な引き上げ

ミャンマーの The Minimum Wage Law (最低賃金法) 上、最低賃金は当局の告示により指定されることとされています。最低賃金は 2018 年以降日額 4,800 チャットとされてきましたが、2023 年 10 月 1 日以降は、これに 1,000 チャットの手当を加算した 5,800 チャットが実質的な最低賃金とされていました。本賃金告示により、2024 年 8 月 1 日以降、従業員が 10 名未満の中小企業、家族企業及びこれらに類似するエンティティ（「除外企業」）を除き、更に従業員は追加で日額 1,000 チャットの手当を受け取る権利を有するとされ、これにより、除外企業ではない企業においては実質的に最低賃金が日額 6,800 チャットに引き上げられることとされました。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com

¹ 2022 年 8 月 30 日付アジアニュースレター (<https://www.nishimura.com/ja/knowledge/newsletters/20220830-87161>) もご参照ください。